

軽自動車税（種別割）減免申請のお知らせ

特集

かわらばん

トピックス

情報

生活

学園

生涯学習・スポーツ

健康・医療

観光

身体、知的等に障がいのある方が所有している軽自動車、またはその方と生計をともにする方が、障がいのある方の通学、通勤等のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。該当する方は、申請してください。

※減免の対象となる車両は1台のみです。

※普通自動車について、減免を受ける方は除きます。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ②運転免許証 ③対象となる車両の納税通知書

申請期限 6月2日(月)

問 税務課 資産税係 ☎ 025 - 784 - 3452

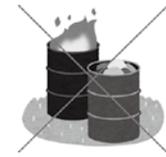
減免対象となる障害の区分および等級

障害の区分	本人運転	家族運転
視覚障害	1級から4級	1級から4級
聴覚障害	2級から3級	2級から3級
平衡機能障害	3級	3級
咽頭摘出による音声機能障害	3級	3級
上肢機能障害	1級から2級	1級から2級
下肢機能障害	1級から6級	1級から3級
体幹機能障害	1級から3級、5級	1級から3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級、2級
	移動	1級から6級
心臓機能障害	1級、3級	1級、3級
じん臓機能障害	1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸機能障害	1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級
知的障害	—	療育手帳A
精神障害	—	精神障害者保健福祉手帳1級
肝臓機能障害	1級から3級	1級から3級

※減免対象となる障害等級は個別等級によります。

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

ごみの焼却は、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は法律で禁止されています。



罰則 違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科【廃棄物処理法第25条第1項第15号】
法人の場合は、3億円以下の罰金【廃棄物処理法第32条第1号（法人重課規定）】

野焼きはごく一部の例外を除き、原則として「禁止行為」です

○野外焼却禁止の例外となる焼却行為であっても、周辺住民から苦情が出るものは禁止です。

ナイロン、ビニール、プラスチック、ゴム類(タイヤ)、発砲スチロール等は少量でも絶対に焼却しないでください。

不法投棄は許さない！

令和6年度不法投棄件数 10件



不法投棄とは

廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定しており、日々の生活から出る廃棄物をみだりに捨てることを不法投棄といいます。

ルールを守らず、ごみをみだりに捨てると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。また、事業者の場合には3億円以下の罰金に処せられます。

投棄者が不明の場合は、土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

光らせましょう「住民の目」

不法投棄をさせない状況をつくるため、また、不法投棄がされている場所への新たな投棄を防止するため、発見した際の速やかな通報が非常に効果的です。不法投棄を見つけたら、湯沢町役場環境農林課か警察に通報してください。

問 環境農林課 環境施設係 ☎ 025 - 788 - 0291